

衆議院

総務委員会

議 録 第 十 四 号

平成二十七年五月十九日(火曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 榎屋 敬悟君

理事 石崎 徹君

理事 菅家 一郎君

理事 山口 泰明君

理事 水戸 将史君

理事 あかま二郎君

理事 大西 英男君

理事 鬼木 誠君

理事 金子めぐみ君

理事 小林 史明君

理事 新藤 義孝君

理事 田所 嘉徳君

理事 橋 慶一郎君

理事 中村 裕之君

理事 牧島かれん君

理事 武藤 容治君

理事 逢坂 誠二君

理事 近藤 昭一君

理事 渡辺 周君

理事 吉村 洋文君

理事 梅村さえこ君

理事 吉川 元君

政府参考人
(総務省自治財政局長)

政府参考人
(総務省情報流通行政局長)

政府参考人
(総務省情報流通行政局長)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

政府参考人
(日本放送協会専務理事)

五月十五日

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法

案(内閣提出第二十七号)

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)

四月三十日

法人事業税の外形標準課税適用拡大反対に関する請願(富田茂之君紹介)(第九二三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案(内閣提出第二十七号)

行政の基本的制度及び運営並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件

○榎屋委員長 これより会議を開きます。

行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件、地方自治及び地方税財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、参考人として日本放送協会経営委員会委員長浜田健一郎君、日本放送協会監査委員会委員長上田良一君、日本放送協会会長梶井勝人君、副会長堂元光君、専務理事板野裕爾君、専務理事福井敬君及び理事上樹彦君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○榎屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として総務省自治財政局長佐々木敦朗君、自治財政局公務員部長丸山淑夫君、自治財政局長佐藤文俊君及び情報流通行政局長安藤友裕君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○榎屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○榎屋委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡辺周君。

○渡辺(周)委員 おはようございます。民主党の渡辺でございます。

昨年の解散前まで私もこの総務委員会の筆頭理事を務めておりまして、引き続きこの委員会に籍を置いておればいろいろ質問したいチャンスがあつたんですが、今は別の委員会におりますので、きょうは差しかえという形で、我が党理事、筆頭理事初め皆さんの御理解をいただきまして、この機会を与えていただきました。感謝申し上げます。

さて、もう時間がございませんので、早速本題に入ります。

本日の質問は、特定失踪者問題調査会、北朝鮮に連れていかれたとか思えないミッシングピブル、さらわれた日本人たち、行方不明の日本人たちをとにかく捜し出し、救出をしようという組織がございまして、この方々と私どもは行動をとりにしてきているわけでございます。

この特定失踪者問題調査会が、「しおかぜ」という名前で二〇〇五年の十月から北朝鮮に向けて放

送をずっと行っている。そして、その中身は、もう申すまでもありませんけれども、拉致をされていまだ帰国できないでいる我が同胞、日本人、そして北朝鮮にいる特定失踪者の方々に対して、日本語はもとより朝鮮語あるいは中国語も駆使をして呼びかけをし、そしてまた御家族の肉声を北朝鮮に電波に乗せて伝えている、こういう活動をずっとやってきているわけでございます。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、この特定失踪者問題調査会が行っている短波放送「しおかぜ」、三月二十九日に深夜の放送時間の分を百キロワットから三百キロワットに増力しました。その際、総務省から割り当てられた周波数は五千九百八十五キロヘルツでございました。

この周波数に乗せて肉声を届けているわけでございまして、中国国際放送局、CRIという放送局がアフリカ向けのスワヒリ語放送を同じ時間帯、同じ周波数で放送しているということでございます。

時間帯が同じだということで、国内のリスナー、聞いているリスナーからは、混信をして聞こえない、聞こえにくい、こういう指摘もあるわけでございますが、同じ周波数帯で中国のCRIという放送局が同じ時間帯に放送している、これは事実かどうか、その辺を総務省はどのように把握しているか、まず伺います。

○高市国務大臣 特定失踪者問題調査会が行っております北朝鮮向けの短波放送「しおかぜ」に関して、本年の三月二十九日から開始しました出力三百キロワットによる放送について、国内のリスナーから調査会に対して、中国の短波放送局との混信が発生している旨報告があったということで、調査会より総務省に対して、四月二日に周波数変更の可能性について御相談があったと聞いております。

総務省としては、従来から「しおかぜ」が放送を行っている夜間百キロワットの運用に加えて、調査会の求めに応じた国際調整を経て、深夜三百キロワットの運用を確保してきました。

現在の「しおかぜ」の周波数であります五千九百八十五キロヘルツは、中国の放送局が「しおかぜ」と同一時間に運用しているというところは事実であるようにございますが、中国の放送局とは放送エリアを異にしているため、北朝鮮向けとしては最も条件がよいという判断のもとに周波数の割り当てを行いました。

この「しおかぜ」が使用する短波帯の周波数というのは、電波が遠くまで到達するという特徴がございますから、使用に先立って、半年に一度国際調整を実施しております。日本では一見使用可能だと考えている空き周波数であっても、さまざまな国がどこかで使用しているために、国際的に未調整な周波数の使用というのは一般的に困難な状況でございます。

現在割り当てております五千九百八十五キロヘルツ以外の周波数への変更、これを御相談いたしたんですけれども、これも他国の放送局に影響を与えたり、逆に「しおかぜ」の周波数に対して受けたりする可能性が高くなりますため、現時点では適当じゃないと考えております。

ただ、今後とも、混信の状況というものをしっかりと注視しながら、調査会と相談をしながら国際周波数の調整を行ってまいりたいと思っております。

○渡辺(周)委員 質問が出るということで想定回答をつくられて、今まだ聞いていないところまで答弁されるわけですが、今、条件がよいと言われましたね。その条件がよいというのは、当然北朝鮮に届いているということが条件がよいというふうに判断するというところで、この周波数帯を割り当てた。放送エリアが違うんだと言っているけれども、では、実際北朝鮮でどう聞こえているかというところは、残念ながら確認しようがないんです。

いろいろ調べてみますと、脱北者の方が北朝鮮でも実はそういう放送があることを聞いていたとか、あるいは、現地でラジオを聞いた、やや聞かえた、ホテルの外のとこに置いておいてそれが

聞かえた、地方議員さんのブログを見て、そのようなことができたというふうに書いてありますけれども、本当に条件がよいかどうかというのはなかなか判断できない、我々は残念ながら北朝鮮内で確認をすることができません。

それからこそ、今国際調整という話がありましたが、でも、あるならば、可能な限りほかと混信をしない、やはりそこは時間帯が一緒ならば周波数を変えるしかないと思うんです。

調整をしてみたいと言っているんですが、いつまでになさる、どのタイミングでやる。これは私にはかく一日でも早くやらなければいけないと思いますけれども、その点は、再割り当てということも含めて、本当に調整していくのかどうか。そのところはどうか、時間的なことも含めて。

○高市国務大臣 このし十月末から開始をされます次期放送期における「しおかぜ」の周波数につきましては、本年七月から十月ごろにかけて実施予定の短波放送に関する国際調整手続を経た上で確保していく必要がございます。

○渡辺(周)委員 この問題、もう十年にわたって取り組んでいる方々、政府よりも、政府機関よりもその点については徹底してこれまでも活動してきているわけですから、ぜひとも連携をしながら、一日も早い帰国実現に向けて我々が唯一できる、手紙も送ることができない、送ったって検閲される、実際届かない、我々としては人的交流もできない、しかるべき交渉もいまだできていない、だとするならば、唯一、日本海を越えて我々が届けられるのは電波なんです。

その電波が希望の光でありまして、北朝鮮の国内では、外国の放送を聞くことというのは大変な重罪扱いです。しかし、やはり情報を仕入れるために、かつてはハンダごてで固定されていたラジオのダイヤルを、つまみを動かしながら、北朝鮮という閉鎖的な国の中で、とにかく一縷の望みを持って日本からの懐かしい日本語が聞こえてくるのを待っている同胞がいるわけですから、

そこは待つてなどと言わずに積極的にぜひとも打って出ていただきたい。

その点について、ぜひ大臣にお願いをしたいと思えますし、やるべきだ。また最後に申し上げますけれども、決意を伺いたいと思います。

次の質問でございますけれども、NHKにお伺いをいたします。

NHKが、やはり同じ三月二十九日から増力したということで、さまざまなコストが値上がりをした。送信施設の使用料が、これまでの電気代七万円から、諸般の事情もあるのでしょうか、十三万八千円に、六万八千円値上がりをしてしまいました。施設の利用に当たってのさまざまな基本料金、中身につきましては後ほど申し上げますけれども、この基本料金が上がった。これが、四十七万九千円から六十七万九千円、二十万円値上がりしたんですね。

この電気料の値上げはもとより、基本料金、これがどうしてこんなに金額がはね上がったのかということを特定失踪者問題調査会の方々、運営元の方に聞きますと、その積算根拠がつまりらかにされていないということなんです。一つ例を挙げます。実際、この基本料金の中には、労務費、減価償却、経費、そして電力料、管理費云々、こう幾つか含まれているということが説明をされておりますけれども、電気代も上がるんだけれども、電力料というものが上がっている。

この積算根拠というのは明確にされているのでしょうか、NHKに伺います。

○福井参考人 「しおかぜ」の設備使用料でございますが、これは、送信機の電力の時間料金と、それから設備全体にかかわる基本料金で構成をされております。

今回、送信機一台を百キロワットから三百キロワットに変更したことで、時間料金が、先ほどありましたように月額六万八千円高くなっております。

それから、基本料金につきましては、これは構成の内容が労務費、設備全体の電力料、それから

管理費等で構成されておりまして、その六割に当たるものが空調機器等の設備全体にかかわる電気料金でございまして、これが出力の増大に伴って二十万八千円高くなったというのが実情でござい

ます。それから、特定失踪者問題調査会によります設備の使用料につきましてはKDDIと調査会の契約で決められておりまして、今回の使用料の改定につきましては、送信設備の包括的使用権を有しますNHKも含めた三者協議で合意をしたものと承知しております。

今後、調査会の方から求めがありましたら、三者協議の場で誠実に対応してまいりたいと考えております。

○渡辺(周)委員 今聞いています、空調に係る費用のことも込みなんだというようなお話がありましたね。

だから、さっき申し上げたんですけれども、電気料金は六万八千円値上がりしたということは別でカウントされているわけです。電気料金の値上がり分を払っているのに、どうして基本料金、電力料というものをあわせてまた払わなければならないのか。電気料金の値上がりはその分負担する、そのことは調査会の方々も御納得をされていると思うんです。しかし、今申し上げたように、基本料金の中身というのがどうもはつきりしていない。今も、聞いてもよくわからないんです。二重取りじゃないですか、これは。

この団体は営利目的でやっているわけではないんですよ。これはあくまでも本間に日本人の、まさに北朝鮮の国家テロによつていまだに自由の身を奪われている方々のために何とかしなきゃ、だからこそ政府も後押ししているんですが、私は本当ならただで施設も貸して、これはもう国策としてやるべきだと思ふんですけれども、しかし、そこは契約の中でやはり一定の負担を、大勢の方の浄財をいただきながら団体としては運営をしている。

この点について、やはりもうちょっと真摯に向

き合わなきゃいけないんじゃないでしょうか。いかがですか。説明を聞いてもわからないんですけれども、もう一回説明してください。

○福井参考人 この基本料金ですが、労務費とそれから設備全体の電力料ということで、建物の空調とか機器全体を動かす電力料というものが基本料金の約六割を占めておりまして、それを送信機の持ち分にに応じて負担していただいておりますことです。

六万八千円高くなった時間料金というのは、送信機を使うのみの電気料金でして、設備全体の電気料金とはまた別でございまして、これはKDDIと調査会が個別に契約している内訳でして、別に二重取りということじゃございません。

ただ、その負担の割合については、調査会から求めがありましたら三者協議で今後誠実に対応してまいりたいと考えております。

○渡辺(周)委員 確認ですけれども、誠実というのはやはり積算根拠を明確にしるということについてもしっかりと出す、納得のいくような形でやる。

そして、私は、さっきの繰り返しになりますけれども、これはやはり国策として、その一翼を担つてやっているわけなんだ、営利目的でやっているわけではないので、そのところはできるだけ本業に専念できるように負担をしないような形でぜひ取り組んでいただきたいと思ひますし、その点も含めて後ほど最後に大臣にも伺いたいと思ひます。

もう一つ、やはりNHKに対して質問でございまして、今、短波の話をしてまいりましたけれども、中波の送信についてです。

二〇一三年の六月二十一日決算行政監視委員会の第一分科会で、今は議席を持つていらつしやいませんけれども、三宅博議員が、NHKの中波の第二放送、二十五時で終了する深夜から未明にかけて使われていない時間帯、中波の方を活用したらどうか、検討すべきだというふうに国会で質問していると思ひますけれども、その後いかがで

しょうか。

私は、あらゆる手段を使つて北朝鮮に我々日本側のメッセージを送るべきだ。唯一届けられるのは、電波に乗せて安心できるような希望の光を私たちが日本から発信することなんだ。ですから、短波もやる、しかし中波もやる、いろいろな形で北朝鮮に対して我々は支援の声を届けるべきであるのですけれども、この中波についてはいかがですか。その点については、NHK、検討しているでしょうか。

○井上参考人 お答えいたします。

先ほど委員からありましたように、二〇一三年六月の衆議院の決算行政監視委員会でお答えしておりますけれども、ラジオ第二放送が一つ対象、候補というふうな御指摘だったんですけれども、送信設備が固定して設計されておまして、現在の設備では周波数を変更することができないということ、別の周波数で送信するためには新たな送信所をつくるのと同じぐらいの設備の改修が必要になるということ、このため、NHKのラジオ第二放送の送信設備を利用する形態での実施は難しいというふうな考えでおります。

ただ、NHKは、拉致被害者向けのラジオ放送については、短波の国際放送用の設備使用を認めてきております。今後も、拉致被害者向けの放送につきましては、人道上的見地から、NHKの業務に支障が出ない範囲で、こうした協力をぜひこれからも継続していく考えでございまして。

○渡辺(周)委員 これは三宅前議員が質問をされた答えと変わっていないんですね。

ですけれども、このことについてやる時間が、もうあと二分しかありませんから、その点については、国家テロに対して我が国がオール・ジャパンで取り組まなければならない、これは使命なんです。最優先の課題なんです。ですから、通常の放送行政とは違うということとはぜひ認識をして、NHKは、こうした特定失踪者問題調査会を初めとする団体の意見にしっかりと耳を傾けて、先ほど誠意を持つてという言葉がございましたけれども

も、ぜひそのことは前向きに進めていただきたい。重ねて検討していただくように要請をいたします。

最後になりますが、大臣、今までの質疑を聞いていて、安倍政権は、拉致問題あるいは特定失踪者問題調査会、失踪者の問題に対して、とにかく御自身の決意として、私の内閣で解決をするんだ、オール・ジャパンで取り組むんだと言ふんですけれども、残念ながら、今の話を聞いてみると、まだ漫然としていて、その政権の方針が徹底されていない。まだちよつと他人事みたいな物言いをしておりますけれども、それでは看板倒れだと思ふんです。とにかく、オール・ジャパンでやるのであれば、これは拉致対策本部だとか外務省だとかあるいは官邸だとかだけでなく、全ての官庁を挙げて、その所管するできることをやるべきだと私は思ひます。

総務大臣、指導力をぜひ発揮していただいて、先頭に立つて、オール・ジャパンで取り組むということ、総務省、NHKを引っ張つていただきたいと思ひますが、その点についていかがですか。ぜひ力強く約束をしていただきたいと思ひます。

○高市国務大臣 国際ルール上、これはITUの無線通信規則、十分委員も御承知と思いますが、やはり中波の放送は原則として国内をカバーするために必要な出力を超えてはならないとされておりますから、日本国から北朝鮮をカバーするための中波の周波数を新たに確保するというのは困難なことではあります。

しかしながら、やはり短波の必要な周波数の確保に向けて、これまで以上に各国及び関係者の理解も求めながら、御指摘の中国の放送局との混信ということも踏まえた調整を図りながら、準備と調整を進めてまいります。

「しおかぜ」による放送というのは、北朝鮮における特定失踪者に対する情報伝達手段としては非常に重要なものと捉えておりますので、本日の委員の御指摘も踏まえながら、フォローをしてまい

ります。

○渡辺(周)委員 拉致被害者を取り戻すのは困難なことなんです。だから、こんなに時間がかかっている。だけれども、それを、日本国ができることを困難だと言つてやらない、できない理由ばかり並べていたら何にもなりませんよ。やはりやるという信念のもとにやらなかったら、この困難な問題は解決できない。

そのことを申し上げまして、また改めて質問の機会、追求していくことを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○柵屋委員長 次に、奥野総一郎君。

○奥野(総)委員 時間もございませんので、どんどんいきいたいと思います。

きょうは、二つの嚴重注意、一つは、ハイヤー問題についての経営委員会からの監督権に基づく嚴重注意、そしてもう一つは、総務大臣からの、これも監督権に基づく嚴重注意等について伺いたいと思います。

まず、四月二十八日付の経営委員会議事録に出ていますが、嚴重注意の前にコメントというのが出ていますね。

経営委員会のコメントとして、経営委員会としては、一連の柵井会長の言動に対する国民・視聴者からの指摘、また、その結果としてNHK予算が国会で全会一致の承認が得られなかったことを真摯に受けとめ、以下のような結論に達したとありまして、その下に、「会長は、公共放送のトップとしての責任を再確認し、さまざまな意見に対して、これまで以上に誠意を持って対処するよう努めるべきである。」とのコメントを伝えた、こうなっています。

これはコメントということでありまして、嚴重注意は監督権に基づくもの、これは単なるコメントという理解でありますけれども、よろしいですね。

それについて、ちよつと通告とは違うかもしれませんが、会長に伺いたんですが、このコメントについて会長は納得しておられますか、経営委員会

員会のコメント。

○柵井参考人 四月二十八日の経営委員会におきまして、私は、議事録にありますとおり、私のハイヤー代の請求があるまでの事務処理上のこの問題に対して嚴重注意を受けることに若干疑問を感じましたので、その真意をお聞きしたかったというところがございます。

誤解のないよう申し上げます、監査委員会が指摘しているのとおり、ハイヤー代の支払いが終了していないことについて、私が適宜注意を喚起し、必要な指示を出すべきだったと考えております。公私の区別に疑いを持たれるような事態を招いたことについては、国会でもNHKのホームページでもおわびしており、その気持ちは今でも変わっておりません。

○奥野(総)委員 ちよつと別の質問でして、これから聞こうと思つていたことに先に答えていただいたようなんですが、もう一度聞きますけれども、それは嚴重注意の話でありまして、コメントですよ。

一連の会長の言動に対する国民・視聴者からの指摘、そしてNHK予算が国会で全会一致の承認を得られなかったことを真摯に受けとめて、経営委員会としてコメントを發した。「会長は、公共放送のトップとしての責任を再確認し、さまざまな意見に対して、これまで以上に誠意を持って対処するよう努めるべきである。」このコメントが出ていますが、これについて会長は了承していますか。

○柵井参考人 失礼いたしました。

このコメントについては承知いたしております。

○奥野(総)委員 承知と了承というのは違うと思うんですが、これについて了解しておられますか、これから真摯に対応していくというお気持ちでいらつしやいますかという問いになると思うんですが、いかがでしょうか。

○柵井参考人 そのように理解しております。

○奥野(総)委員 理解というのであれば、では、これからきちんと真摯にいろいろな意見に対して対応していただくということになるんでしょうか。

例えば、このときの発言として、民主党の部門会の問題については、問題になると思つていない、あのとき民主党への批判もありました。一連の言動について指摘を受けたときに、その一連の言動というのは何ですか、部門会の言動だと。それについては、問題になると本人は思つていない、そして、これについて民主党にも批判もあつたんだということですね。

こうしたことをおつしやつていますが、例えば、こうした部門での指摘に対しては真摯に対応するということでしょうか。

○柵井参考人 そのとおりでございます。

○奥野(総)委員 問題になると思つていませんというの、もう一度聞きますが、今でもそれは変わらないんですね。

○柵井参考人 御承知のとおり、この部門会におきましてはいろいろございました。

そのときのやりとりについて、二日後の衆議院予算委員会、その議員が、「私もやや冷静さを欠き、失礼な物言いがあつたことはおわびいたします。」この発言されているわけです。それに対して私も、「私の言葉遣いが誤解を招いているのであれば大変残念なことだと思つております。」と国会審議の場でもおわびいたしております。

私としては、こうした状況についての経営委員会としての考えをお聞きしたかったので、そのように申し上げます。

○奥野(総)委員 このコメントを真摯に受けとめるということでありまして、来年は、来年まで会長の座にいらつしやるかどうかはともかく、いらつしやるとして、全会一致をきちんと図つていただくと思います。

経営委員長に伺いたんですが、これはコメントでありまして、この部分について、二年連続で予算について全会一致を得られなかったと

いうことについては、特段の、監督権に基づく注意とか、そういうようなものはないという理解なんですが、これについて会長に責任は問わないんですか。

○浜田参考人 お答えいたします。

四月二十八日の経営委員会での会長に対する注意は、ハイヤーの私的利用の問題に関して行いました。

また、NHK予算が昨年に続いて全会一致での御承認がいただけなかったことにつきましては、経営委員会としても痛切に反省し、執行部とともに、受信料で成り立つ公共放送の意味を再認識してまいりたいというふうに考えております。

同じ日の経営委員会で行つた今後の改善に向けた総括の議論の結果として、会長に対しても、公共放送のトップとしての責任を再確認し、さまざまな意見に対して、これまで以上に誠意を持って対処するよう求めております。

経営委員会といたしましては、経営委員会のあり方についてさまざまな方面から御指摘をいただいたことも重く受けとめ、引き続き監視、監督の務めを果たしていきたいというふうに考えております。

○奥野(総)委員 経営委員会の責任、監督責任もあると思うんですが。

この経営委員会の監督責任、もう一度確認しますけれども、二年連続で全会一致を得られなかった、この全会一致というのは非常に公共放送のあり方として大事だと思うんですが、経営委員会の監督責任についてどうお考えになりますか。

○浜田参考人 経営委員会は、公共放送NHKの重要事項を決定する最高意思決定機関であるとともに、役員の職務の執行を監督する監視、監督機関であり、重い責任を持つているものというふうに認識しております。

経営委員会といたしまして、全会一致の御承認に向けて努力を行つてまいりましたが、それが達成できなかったこと、また、さまざまな御指摘

をいただいていることを真摯に受けとめ、経営委員会としての業務に当たつてまいりたいというふうに思います。

○奥野(総)委員 いつも経営委員長はしっかり答弁して、問題の所在もわかっていると思うんですけれども、やはり僕はちよつと手ぬるいと思うんです。もう少しリーダーシップを発揮して、監督権を示していただきたいと思います。

だから、さっきの話に戻りますけれども、厳重注意を受ける受けない、こういう話になるんだと思うんです。明確に法律に基づく監督権でやっておられますよね。会見で、放送法二十九条一項

二号に基づき会長に対して注意を行ったということですから、これは経営委員会の持っている法律上の監督権に基づいて厳重注意を会長にされたというふうにまさにおっしゃっております。

会長、これは、厳重注意は受けられたんですか。納得できないという発言をされておりますが、厳重注意は受け取られたということではないんですか。

○梶井参考人 そのとおりでございます。
○奥野(総)委員 いわれはないかと納得できませんとおっしゃっています。なぜそういう発言をされたんですか。

○梶井参考人 委員長より、これは経営委員会の総意である、こういう発言がございましたので、その時点でお受けいたしました。

○奥野(総)委員 では、今は納得しておられるということですか。
○梶井参考人 納得という言葉とお受けしたというところがどう違うかわかりませんが、私はお受けいたしました。

○奥野(総)委員 もう一度、これで終わりにしたいと思いますが、なぜ厳重注意を受けたと思われるんですか。厳重注意を受けた理由、何について厳重注意されたか。

○梶井参考人 経営委員会の総意として、ハイヤーの件をめぐる私の対応が厳重注意に値する、こういうふうな経営委員会の方で判断されたとい

うふうに理解いたしております。

○奥野(総)委員 時間もないのであれなんです、要するに、受信料の使途が違法だったんじゃないか。受信料というのは、業務に関するものか使つちやいけない。その受信料をハイヤー代に流用したことが問題で、しかも、それをきちんと支払わなかったということが問題だと思ふんです。首を振つておられますが、違いますか。

○梶井参考人 プライベートで利用したハイヤー代が、事務処理上の問題によつて、業務用のものと区別されずに経理処理されてしまったということでございます。

私自身も、監査委員会から指摘されたとおり、ハイヤー代の支払いが終了していないことについて適宜注意を喚起すればよかったと思いますが、誤解なきよう申し上げますが、これは、ハイヤーを全くの私用に使つたものでありまして、業務用とは一切関係ないということでございます。それが、その伝票が業務用と一緒に紛れ込んでしまつたというところに問題があるわけでございます。受信料を流用したとか、そういうことは全くございません。

○奥野(総)委員 今の発言はこの委員会での整理と違つて、あのとき紙が出ていまして、あのときのハイヤー使用は業務に関連することだとしか整理されていると思うんですが、どうですか。一月のときのハイヤーの流用は、NHKがパーパーを出して、業務に関するのだという整理がされたと思いますが、そういう認識はないですか。

○梶井参考人 何度も御説明しておりますが、私は、その伝票については存じ上げておりませんが、それが、委員も見られたとおり、あのサインも私のものではございませんし、そういう意味におきまして、私が受信料を流用して私の個人的なハイヤー代に使つたという事実は全くございません。

○奥野(総)委員 放送法七十三条の議論をしたときに、一時的にしろ支払われてしまつた、これは

違反じゃないかという整理をしたときに、まさに業務に関するのだという整理が紙で出ていますから、よく読んでおいてください、もう時間もないので。会長がやはりこの整理を全然認識されていないというのは明らかですね。

もう一点の厳重注意ですけれども、「クロウズアップ現代」の調査報告に基づいて総務大臣が厳重注意をされたということですが、ちよつと時間があるもので、順序を入れかえます。

会長、これはなぜすぐ受け取らなかったんですか。それで、今は受け取つたという認識でいいんですか。

○梶井参考人 御承知のとおり、行政指導文書を四月二十八日にいただきました。
この点につきましては、なぜ受け取らなかったかということの前に、まず、大臣を初め関係各位に御迷惑をおかけして本当に申しわけなかつたというふうな思つております。

四月二十八日は、総務省からの求めに応じまして、担当の理事らが「クロウズアップ現代」の調査報告書の内容の説明に赴いた際に、その場で大臣名の行政指導文書を出したという話が出たと聞いております。担当理事によりまして、趣旨や内容を十分に確認しないまま受け取つてよいか判断できなかったため、その時点では一旦待つていたのだということでございます。

○奥野(総)委員 大臣の答弁書なんかを見ると、大臣室に呼ばれたのは十八時半なんです。最終的にたしか発出しているのは二十二時半なんです。この四時間、一体どういうやりとりをしていて、なぜ四時間受け取らなかったんですか、会長。

○梶井参考人 過去の例から見ても、そういう指導文書の内容について確認するということが過去にもありましたので、そういう意味において、総務省と連絡をとりながら時間が経過した、こういうふうな何つております。

○奥野(総)委員 これも、総務大臣の答弁によれば、すぐに総務省の職員が、一時間後ぐらいにNHKに行つて、外で待たされているんです。持つていつているわけですよ。

総務省側は渡そうとしているのにそちらが受け取つていないという事実があるんですけれども、本間にやりとりをしていただんですか。しかも、会長が帰つてきたのは二十一時半。それまで何をされていたんですか。きちんと指揮をとつてやりとりをされていたんですか。本間に四時間きちんと詰めていたんですか。

○梶井参考人 私も、いろいろなことがございまして。そのときに何をしたらいいことは申し上げるわけにはいきませんが、しかしながら、都度、センターとは、みんなとは連絡をとつておりました。

それから、総務省の方がお見えになつてずっと待つておられたということについて、それを放置していたということについては、私はやはりあつてはならなかつたことだというふうな強く思つておりますし、大変申しわけなかつたというふうな感じております。

○奥野(総)委員 そもそも、監督権に基づく、さっきの厳重注意もそうですけれども、それを受け取らないとか留保するなんというところはあり得ないと思うんです。

前例もあるわけですね。ムスタンのときにも厳重注意がたしか出ていますし、行政指導というものは別に珍しいことではないわけです。反論があれば、それを受け取つて堂々と言えはいいわけでありまして、なぜ受け取らなかったのか。

もう一度聞きますけれども、普通なら、そういう話があるも、もし真摯に受けとめているんだつたら、真つ先に戻つてきて、十八時半にすぐに連絡があつて、すぐにNHKに戻つて、きちんと確認をしてすぐ受け取るべきだつたんじゃないですか。その四時間というのは一体何に費やしていたんですか。

○井上参考人 お答えいたします。

そういった行政指導の文書が出てきて、これは非常に重いものだというところで、その場で一旦待つていただいて、その後、総務省との間でやりとりを続けておりました。

その中では、放送番組の内容に関する行政指導でありましたので、その内容について、例えばその中で指摘されていることがその当日に公表いたしました調査報告書のどういったところを指しているのかといったことなどを、総務省との間で電話で確認しておりました。

確かに、時間はかなりかかったことは反省して、どうかと思っておりますけれども、そういった作業を続けていたということでもあります。

○奥野(総)委員 委員長、時間が過ぎましたが、最後に大臣に一点だけ伺いたいんですけれども、まず受け取って確かめるべきじゃないですか。大臣も説明するおっしゃっていたのに、それを受け取らなかったというのは、私は非常に問題だと思えますけれども、大臣、いかがですか。

○高市國務大臣 私問題だと思っております。行政指導文書は、行政手続法において、これは行政処分とは違うんですね。行政機関がその任務または所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為または不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であり、処分に該当しないものでございます。ですから、行政手続法では、そもそも受け取りを拒否されるなどというようなケースは想定されていない、法律のたてつけ上。私も大変驚きました。

当日の十五時半に公表されました調査報告書を私自身が一行残らず熟読して、十分吟味をした上で、一刻も早くより具体的な再発防止体制をつくっていただきたいという強い思いを持って指導文書の素案を作成し、しっかりと公印をついた正式な行政指導文書を作成して、十八時半に大臣室でお待ちいたしますと、ちゃんと趣旨を説明してお渡ししようということでごさいました。その時間帯に総務省内におられた井上理事は、受け取らないということで帰られた、大臣室に参りま

せんということと帰られたと聞きましたので、大変驚きました。

○奥野(総)委員 大分時間を使わせていただいて、御答弁いただきましてありがとうございます。

やはり会長、しっかりと理解してくださいよ、仕組みを。監督権に服するというのは最低限のコンプライアンスじゃないですか。

きょうは二つの問題を取り上げましたけれども、引き続き、会長にはまた御答弁いただきたいと思ひます。

以上で終わりたいと思ひます。

○榎屋委員長 次に、高井崇志君。

○高井委員 それでは、私からもNHKの問題を質問させていただきたいと思ひます。

三月二十五日のNHK予算の審議のときに、私は会長と経営委員長に質問いたしました。

全会一致というのは、やはり非常に重要な公共放送である以上、目指さなきゃいけない大きな使命で、それは経営委員長もよく理解をされているからこそ会長に申し入れをされたわけであります。

しかし、三月二十五日の私の質疑の段階では、ほぼ全会一致にならないことは見えていたわけでありましたが、それでも私の質問に、私が「全会一致にならなかったときには、会長、どういう責任をとられるんですか。」とお聞きをしたら、会長は、「先ほど申しましたように、今も全会一致を大いに期待しております。そういうふうな全会一致にならなかったときという仮定の話にはお答えできません。」と答えられました。

それから、経営委員長に私が、では、「結果的に全会一致にならなかったときにはどのよう会长に責任をとっていただくのか、あるいは経営委員長は責任はどう考えておられるのか。」という質問に対して、経営委員長も、「全会一致で承認いただけるよう、諦めずにぎりぎりの努力を続けていた。いただきたいというふうにごさしております。」と、答弁を避けられたわけであります。

今回、はつきりと全会一致にならなかったというところでありますし、参議院に至っては、同数で、委員長が最後賛成して決まった、そういう事態であります。改めて、この結果を受けて会長、それから経営委員長、どういう責任をとられるのか、お聞かせください。

○浜田参考人 経営委員会としても、全会一致で御承認いただけなかったことについては、監督責任を痛感しております。また、総括を行い、委員長コメントをまとめました。

会長以下執行部には、今回の事態を深く反省し、NHKが公共放送の使命を果たし、広く視聴者・国民の皆様から御支援いただけたNHKとなることに全力を傾けていただきたいと考えております。

また、放送を取り巻く状況が今後大きく変わっていく中で、NHKが適切な対応、改革を行っていきけるよう、新たな三カ年経営計画の実現に向け、着実に業務を進めていただきたいと考えております。

経営委員会としても、今後、監視、監督の責任を果たしてまいりたいというふうに思っております。

○榎井参考人 今委員長もおっしゃいましたけれども、NHKは、公共放送として、視聴者・国民の幅広い信頼の基盤の上に立っております。

国民を代表する国会で、誠心誠意我々としてましては丁寧な説明に努めてまいりましたが、全会一致で御承認いただけなかったことは大変残念に思っております。

新しい三カ年計画の初年度であります平成二十七年の予算、事業計画の達成に邁進し、公共放送の使命、役割をしっかりと果たして、視聴者・国民の期待に応えてまいりたいというふうに思っております。

○高井委員 お二人の御答弁なんです。私は会長にも自覚が足りないと思ひますし、また、経営委員長、経営委員会ももっと監督というものをしっかりとしなければいけない。

そう思うのは、私は、今回議事録を全部、三月から四月、五月、これだけ読みました。今回、全会一致にならず、その後最初に行われた経営委員会は四月十四日、これだけあります。もちろん、公表している議事録ですから、これ以外の話もあるんでしょう。しかし、これを読む限り、全会一致にならなかったという点に対して、経営委員会として何か議論をしているという形跡はほとんどなく、もっとうか、次の話に入りましょうというふうな、もつこの間のさまざまな経緯について総括をしっかりとっていたかなければならないと思ひます。

きょうは、議事録をぜひ皆さんにも見ていただきたいなど。これを全部読めというのはいくらでも、きょうは抜粋の資料をつけさせていた。だいておりますので、これを読みながらこの後の質問をさせていただきたいと思ひ思っております。

それで、まずは、今、奥野委員からも指摘のあった嚴重注意、これは、ハイヤー問題に対する嚴重注意に対する会長の反論というか、経営委員会に対するものが一ページ目に、四月二十八日に開催した分であります。

最初に経営委員会としての嚴重注意をして、経営委員長のコメントを発表した後、いろいろな議事があつて、一番最後に会長がこうおっしゃっています。「先ほど、私に対する嚴重注意と経営委員長コメントがありました。その中で私の言動とありましたが、具体的にはどういうことをおっしゃっているのでしょうか。」と。

それで浜田委員長が答え、さらにそれでも、「ハイヤー問題については、監査委員報告を経営委員会は「ア」とされています。ですから、ここであらためて私が嚴重注意を受けるいわれはないと思ひます。」それから、「あれはNHKを傷つけたとは思ひません。」下線を引いたところだけ読んでいます。また、「ハイヤー問題については、経営委員会が私に嚴重注意とは、納得できませんね。これは、監査委員の報告で、委員会が「ア」とされていますから、われわれの中では終

わっているはずですよ。」「どこに私に責任がある
と書いてありますか。」と。

委員長が反論されて、監査報告書も読み上げ、
会長の悪かった点を指摘されている。

さらに、森下委員が「ちよつと問題があると思
います。」ということに対して、これも「ハイヤー
の問題は、なにが問題なのか。」というような
やりとりがこのようなわけでございます。

これは、議事録ですから、要約してこのやりと
りですから、相当激しいやりとりがあったとい
ふうに聞いておりますけれども、会長、経営委員
会の嚴重注意というものをどのように受けとめて
こういう発言になるのか、改めてお考えをお聞か
せください。

○榎井参考人 別に抵抗したとかそういうことでは
なくて、どういふふうな理由なのか、改めて私
は経営委員会の考えを確かめたかったので、議事
録にあるような質問をいたしました。

○高井委員 経営委員長からも、このやりとりにつ
いて、経営委員長のお考えをお聞かせくださ
い。

○浜田参考人 四月二十八日の経営委員会、会
長に対して注意を行いました。これは、監査委員
会報告で、会長に関して、「自身の支払いが終了
していないことについて、適宜、注意を喚起し、
必要に応じ適切な指示を出すべきであったと思わ
れる。」と指摘されていることに基づき、その責任
を認めたものであります。

また、職員に対しても処分がなされており、会
長に対しても何らかの対応が必要であるという議
論が経営委員会の中であつたことを受けたものであ
ります。

いろいろやりとりはありましたが、会長は注意
を受け入れられたというふうに理解をしております。
す。

○高井委員 このやりとりを見ていただいてわか
るとおり、経営委員長は随分頑張つて言っていた
だいていると思います。正直、今の御答弁とお気
持ちの中はまた違うんじゃないかなと想像します

けれども。

ただ、私は経営委員長にも申し上げたいのは、
今回のハイヤーの問題は三月十九日に議論をされ
ています。このくらいの議論ですね。

実は、三月二十四日に本来の経営委員会が開か
れる予定だったのを臨時で、国会審議があるから
早目にこの問題に決着をつけなければ、議事録の
中にもそういう発言があります。そういうことで
三月十九日に急遽招集して、そして経営委員が欠
席者も多い中で議論をした。

そして、議論する中で、委員長とすれば、きよ
うは臨時の招集だし、二十四日もう一度しつかり
議論した上でこの監査報告書をとしまししょう
という発言もあるんですが、委員の中で、国会審
議もあるから、もう、きょうこで了としましよ
うよと言って、私が読む限り、世間をそして国会
をこれだけ騒がせている問題に対して、非常に議
論としては薄いという印象を受けています。

今回特に争点となっているのは、十二月の時点
で会長がハイヤー代金を支払うと言ったというこ
とが、では、本当に言ったのかどうかというのを
どう確認したかというところがいまだに不透明
じゃないかと私は思っています。

これは、経営委員長、了としたということは、
報告書のどこをもつて、会長がみずから払うとい
うふうに言ったというの、誰に対して言ったとい
うふうに委員長は認識されて了とされているん
でしょうか。

○浜田参考人 提出された監査委員会の報告は、
監査権限を持つ監査委員会が適切な監査に基づい
て行ったものと認識をしております。

○高井委員 その監査委員の報告を経営委員会と
して了としたことに対して、それでもまだ会長が
納得していないという、こんなやりとりが四月二
十八日にあるわけですね。

では、ちよつと監査委員会にお聞きをいたしま
す。

監査委員は、この問題について、ある意味当事
者である榎井会長と真つ先に話をし、榎井会長

が払うと言ったんだという、その本人の言をもつ
て会長は払う意思があつたんだというふうに、こ
の報告書の中では断定をしているというふうに読
めます。ほかの秘書室の職員などが会長からそう
いふふうに聞きましてという発言は、この報告書
の中には載っていませんけれども、それは、監査
委員としては、会長のその発言をもつてそれでも
う納得したということではよろしいんですか。

○上田参考人 お答えいたします。

監査委員会は、三月五日までにコンプライア
ンス担当理事から本件についての報告を受けた上
で、調査の必要性を至急見きわめるため、三月六
日金曜日に会長の本件ハイヤー利用が公用または
私用のいずれかであるかについて確認をいたしま
した。週明けの三月九日月曜日に監査委員会にお
いて調査を行うことを決定いたしました。

本件につきまして、監査委員会といたしまして
は、あらゆる予断を排した上で関係部局や秘書室
を対象にヒアリング等を行い、複数の対象者から
の聴取内容等を総合的に勘案して、監査委員会報
告書記載のとおり、事実関係を確認いたしました。

報告書記載のとおり、監査委員会の調査目的で
ある本件の経緯や会長の関与等についての事実関
係は十分確認できたというふうにご考えておりま
す。

○高井委員 具体的にお聞きしますけれども、会
長が自分で払う、プライベートだから払うという
言葉を会長以外のどなたが聞いたんですか。会長
からその言葉を聞いて、それを監査委員に伝えた
のは誰ですか。

○上田参考人 ちよつとさかのぼりますけれど
も、御用納めであります平成二十六年十二月二十
六日に、会長から秘書室に対して、一月二日に小
平市内のゴルフ場に行くため車の手配を頼みたい
旨の要請がありました。

秘書室長と秘書室職員二名が相談して、秘書室
として、ゴルフは私用目的であることから、けじ
めをつけるため、ハイヤーの利用を会長に提案

し、また会長自身がハイヤー代を支払うべきもの
と判断いたしております。

秘書室長は会長に対し、私用なのでハイヤーを
使うよう提案いたしております。

代金の支払いについては、会長及び秘書室長と
もに、そのやりとりの中で会長が支払うことで合
意があつたと認識しており、これを覆すような事
実は見受けられませんでした。

○高井委員 この問題はばかりやっている、ほか
のことを取り上げたいので。

なかなか納得できないんです。これは私だけ
じゃなくて、関係者とかNHKの職員とかと話し
ても、やはり監査委員の調査は甘いんじゃない
か、そして、それをほとんどの議論もなく了とし
た経営委員会も甘いんじゃないかというのは、こ
の後の質問にも関連するんですけれども、本当に
そう思いますので、ぜひそのところをもう一
度、経営委員会、監査委員会、よく考えていた
だきたいと思っています。

この議事録をさらに進みますと、今度、四月十
四日の議事でございます。この議事の中で、実
は、専務理事の勤務の問題が出てまいります。

今回、一番最後、資料の十ページ目につけてお
りますが、過去の福地会長、松本会長、榎井会長
のそれぞれ専務理事がどういう勤務をされている
かという一覧がございます。三代にわたつて、榎
井会長も去年の時点では、バランスよく、営業部
門、関連事業部門、そして人事、総務、それから
放送という大きな部門をきつちりと四人の専務理
事に分担されていた。

しかし、今回、この最後にあるとおり、ター
ゲット80なる全く新しい言葉が出てきて、その補
佐、しかも北海道・沖縄とか、地域まで区切つ
た。四人しかいない専務理事にとつて、何か、
たったこれだけというような勤務が書かれており
ます。

これは、私がそう思っただけじゃなくて、四月
十四日の議事録を見ますと、るる出てまいり
ます。

線のところだけ読んでいくと、初井会長は、専務理事の担務は会長が決めるんだと。

しかし、それに対して浜田委員長は、担務については、会長のおっしゃる部分もありますが、一方で放送法にある効率的に配置されているかどうかという視点もあるので、私どもとしては、理事の選任とあわせて、担務についても会長のお考えを説明したいと思えます。

美馬委員が、塚田専務理事と吉国専務理事の担当がこれだけというのは、効率的な経営という観点でどうなのでしょうかと。

佐藤委員が、北海道と沖縄を担当するというのは非常に違和感があります、普通の会社でも、副社長が何人かいたら、そういうことにはならないでしょうと。

四ページに行きますと、同じく佐藤委員が、ターゲット80というのは受信料七五%を八〇%に上げるという大変な大きな仕事なんです、その五%のところは専務理事を二人も張りつけることよりも、七五%の人がいるわけですから、その仕事ももっとしなきゃいけないんじゃないですかと。

それから本田代行、今回代行になられた方ですが、けれども、この本田代行もやはり同様の趣旨で、北海道・沖縄と個別の地域を明記するのはどうなんだろうかと、吉国専務理事はこれまで関連事業を非常によくやっていた、塚田専務理事についても営業をやっていたのに、なぜそこをわざわざ外し、このターゲット80にするのかということをする言われております。

こういつた、これだけの経営委員会の議論を経てもなお会長として今回こういつた人事をされた、その意図を改めて説明してください。

○初井参考人 担務のことで種々御質問をいただきましたけれども、ターゲット80という文字と言葉であらわすと、実に簡単な仕事のように見えますが、我々が、NHKが今までいろいろやってこれたのは、値下げを乗り越えて、その収入をふやし、さらに今後また、センターの建てかえ等々

コストのかかることがいっぱいあるわけです。そういうことに向かっているためには、どうしても我々がクリアしなきゃいけないのが、受信料のいわゆる平等化といましようかと、こういうことだと思えます。

特に、関東地区、関西地区、こういう人口が多いところは、やはり一%上げるだけでも相当の額になるわけでございます。そして今、現実、過去の歴史を見てみましても、今申しました両地区に加えて、北海道、沖縄は非常に低いレベルにあるわけです。

片っ方は、我々は、要するに、受信料の平等化といましようかと、そういうことを強く言われておりますし、我々の経営指標の中でも、そういうことについての我々の努力が足りないという御指摘もたくさんいただいているわけでございます。多分、委員もそういうふうな御意思をお持ちなんじゃないかと思えます。

そういう中で、この両専務は大変なベテランでございます。もう六年目に入っておりますから、期間が、そういう中で、こういう難しい仕事をこういう経験豊かな両専務にやっていた、だこうというのがアイデアなわけです。

こう書いてしまうと、単に受信料を集めるだけじゃないかと思われるかもしれませんが、今や受信料を徴収するということは、単にこんにはと云って集めるということではなく、単にこんにはと云って集めるというだけではとても集まらないでございまして、いろいろな工夫が要るわけです。総合的な工夫が要るわけです。もちろん前線では、営業の皆さん、いろいろやっていただいております。

そういう意味におきまして、私は、この三カ年計画の初年度に当たる今年度については、ぜひ両専務に頑張ってもらいたい、最初、やはり掘り起こすということが非常に大事なわけです。そういうことを期待して、両専務にターゲット80というアサインメントをいたしております。

○高井委員 私、受信料の集金、昔やっていたし、大事なことはよくわかってるんです。

よくわかってはいますが、しかし、このターゲット80というものは、実は今回、質問に当たって、では、どんな業務があるんですかといつて資料要求したら、最初は出てきませんでした、先週金曜日、受信料の地区ごとの一覧表が出て、これしかありません。いやいや、それじゃ、こういう質問しますからちゃんと説明してくださいと言つて、きのう、月曜日に出てきたのがこんな資料です。何か、非常に大きな文字で、枚数だけ稼ぐのか、五枚ぐらいになっていきますけれども、ほとんど中身もないし、既存のターゲット80についての取り組みをまとめたようなものとかもないわけでございます。

さらに問題だと思ふのは、今回、経営委員会の議事録でさっきのような議論がありました。ターゲット80というのは一体何なんだ、説明ないじゃないかと委員から言われて、では、経営委員会ですういう勉強会をやりましようといつて、勉強会をやったと聞いておりますが、そこに出席した執行部のメンバーはどなたなんでしょうかと。

○堂元参考人 お答えいたします。ターゲット80を統括するのは私でございますので、私が出席をして、経営委員の皆様と意見交換をしたということでございます。

○高井委員 あと、福井理事もいらしたと云うふう聞いております。

担務上、ターゲット80統括補佐福井理事、確かに専務理事とありますけれども、塚田さん、吉国さんは、それだけ大事な担務を専任で与えられていながら、経営委員会のそういった勉強会の場ですら出席をしないというところであります。

今会長が相当長い時間を使つてターゲット80の大事さを言つていただいたんですが、しかし、やはりこれは、どう考えてみても、意図のある人事ではないかと思ふざるを得ないと思ひます。それで、ちよつと飛ぶんですけれども、八ページ、去年の経営委員会の議事録、実は去年も同じような事態が起こつております。

ど経営委員会の場で封筒を切つて、きょう初めて人事について知りました。今までは事前に理事の任命の資料を受けてきた慣例に反します、放送法施行規則の趣旨にも反します、理事の分担の問題は経営委員会の問題ではなく、会長の専断事項であるということを感じておっしゃっていました、そういうことはありません、これは放送法五十一條に云々ということで、会長が独断で決めるのはおかしいと。

その後、美馬委員も、理事の役割を組み合わせることについては、二回前の経営委員会では会長から、一枚物の紙を用意しますとおっしゃつてもらつてはいるのに今回出てこない、お約束いただいた紙はなぜ二週間、四週間前にお約束したように出ていないんでしょうかと。

初井会長は、申し上げているように三月いっぱいには予算で忙しかつたんです、大事な全体方針です、やつと二週間たつたばかりですと。

こういうやりとりをもつて、担務については御自身が決めるんだ、そして、一般的に見てちよつと偏り過ぎじゃないかという人事があつても、別にこれは経営委員会は何も言えないんだということでございます。

ちよつと総務省に聞きたいんですが、上村代行は放送法違反だと言つていますが、総務省の見解はいかがですか。

○安藤政府参考人 お答えいたします。放送法第五十二條第三項は、会長がある方を理事として任命することの適否について、経営委員会の同意を得るべき旨を定めているものでございまして、その方が理事として任命された後に担当することとなる職務の内容を含めて同意を求めているものではないところでございます。

他方、経営委員会の同意を得るに当たり、会長が経営委員会に対してどこまで説明を行うべきかという点につきましては、放送法に特段定めはなく、経営委員会と執行部との間におけるガバナンスに委ねられているものであると認識しているところでございます。

こういう規定のつとつてNHKにおいて対応されているものと認識しているところでございます。

○高井委員 明確な放送法違反ではないけれども、他方というところでおっしゃいましたけれども、上村代行も問題にしているのは、経営委員会が監督するに当たって、効率的な経営というのを見るに当たって、専務理事の担務もわからないままでは監督がでないんじゃないかと。つまり、経営委員会の監督がどうしても甘くなつていく方向にどんどん流れているんじゃないかというふうに思います。

経営委員長は以前、私も同じ趣旨の質問のときに、そこまで求めているものではない、国会ではそう答弁されましたけれども、しかし、この議事録を見る限り、やはり経営委員会としてもそこはしっかりとコミットしていかないと監督がでないんだというふうにおっしゃっています。

改めて、経営委員長、そこはそういう観点から、人事の担務について、議事録で述べられているように、やはり出していただくべき、最終的に明確な同意権限じゃないにしても、事前に担務を見せられて議論をしないと思はれりたないんだというお考えだと思えますけれども、いかがですか。

○浜田参考人 今回は、事前に担務も御提示いただき、そういう観点、経営委員会と会長の間で議論できたというふうにおっしゃっています。

○高井委員 事前かどうかという点ではそうなんですけれども……(浜田参考人「済みません、ちよつと」と呼ぶ)では、どうぞ。

○榎屋委員長 訂正ですか。

浜田経営委員会委員長。

○浜田参考人 済みません。

提示は理事の提示でございまして、担務については当日御提示があったというふうにご訂正させていただきます。

失礼しました。

○高井委員 それでは、では、そのことにつ

いていかがですか。

○浜田参考人 理事の担当業務の決定は、基本的には会長の執行権の範囲内の事案だと認識しておりますが、理事の任命の同意に合わせて、私の方から意見として、担当業務、お二人の、特に支払比率八〇%を目指す全局的な取り組み、いわゆるターゲット80についてより詳しく説明すること、担当業務の割り当てについては、一度決めたからといって固定的に考えずに、今後も柔軟性を持つて行くことを申し上げ、会長も了解していただきました。

今後の活動と実績に合わせて注視をしていくのが経営委員会の職務だというふうにご考えております。

○高井委員 私は、浜田委員長は、大変真面目な方で、誠実にやっておられると思いますけれども、しかし、何度も指摘しておりますとおり、やはり、会長に対する監督というのが、この議事録をちよつと抜粋したところだけ見ても、経営委員会が監督をするというふうにはなっていないんじゃないか。

普通の会社であれば取締役会というのがあって、例えば、人事とかだつて取締役会の議決を経て、会長が独断では決められないわけですよ。しかし、NHKは、理事というのはいますけれども、そういう取締役のような権限は与えられていません。なぜならば、放送法で経営委員会というのがあつて、そこが監督するとなつてくるからなんです。

しかし、その経営委員会がしっかりと監督できなければ、本当に、独裁とか会長の思うままにどんどん進んでいく、そういう制度になつていきますから、ぜひここはしっかりと監督権を行使していただきたいと思います。

これは通告しているの、総務大臣にもちよつとお聞きしたいと思うんですけれども、経営委員会の会長に対する監督が十分か。これまでの一連の会長の発言であつたり問題であつたり、あるいは、今回の「クロウズアップ現代」の行政指導の間

題なども含めて、本当に経営委員会が監督をしつかりできているのか、そして会長がそれにしっかりと応えているのかというのを、総務省の観点からちよつと御意見をお聞かせください。

○高市国務大臣 例えば、四月二十八日の経営委員会において、榎井会長による私的なハイヤー利用の問題について、会長に対して厳重注意を行つておられます。また、榎井会長の過去の御発言に、注意や申し入れを行うなどの対応を行つておられます。

やはり、会長の職務の執行に対する経営委員会の監督権限というのは、放送法第二十九条第一項第二号の規定に基づくものであつて、経営委員会においては、今ほど申し上げましたような経緯を見ますと、これまで、放送法に基づいて、会長に対する監督権限を適切に遂行されていると私は認識しております。

むしろ、会長におかれまして、経営委員会による会長への注意というのは大変重いものであるという放送法の趣旨を十分に踏まえられて、再発防止にしっかりと努めていただきたいと思つております。

○高井委員 おっしゃる通りに、経営委員会としてはやっているけれども会長がそれを十分聞いていないんだという総務省の見解だつたかと思うんですが、もう時間もなくなつてまいりましたので、せつかく用意したので、この議事録の中でもう一つ、ちよつと私が取り上げたいところがございます。

それは、五ページ、下川理事が今回、四月二十四日で退任をされます。その経営委員会の最後の挨拶の中で、こういうことを述べておられる。特に、下線のところ、全部読むと時間がないので、真ん中ぐらい。

そして放送の自主自律の堅持が公共放送の生命線であるという認識は、戦前のNHKのあり方への根本的反省から生まれています。戦前の放送協会は実質国営放送でした、自主自律、不偏不党の

姿勢を持たず、政府が右と言つても左と言つて勇気を持ちませんでした、人々に真実を伝えず悲惨な戦争へ突入するお先棒を担いだわけですよ。

あるいは、その次のページに参りますと、この方は人事をやっておられたので、人事では数多くの若者たちを採用してきました、そういう若い人たちの顔が思い浮かびます、若い彼らが現場にいる限り、公共放送の理念は決して揺らぐことはありません。

非常に、異例とも言える、通り一遍の退任挨拶ではなくて、勇気を持った苦言を呈されたと思います。

それから、引き続き六ページ、七ページ、これは去年の退任挨拶です。これも異例の、涙ながらに話したと言われていますが、久保田技師長それから上滝理事、それぞれ非常に苦言を呈されている。

特に、下線を引いたところは、久保田技師長は、「経営委員会からは、これまで、執行部が丸となつて事態の收拾に当たるように言われてきました。本日、私からは、経営委員会こそが責任をもつて事態の收拾に当たつてほしいと申し上げたいと思います。」と、経営委員を前にこう言っているわけです。

それから上滝理事も、「経営委員の皆さまにおかれましては、新執行部に対する管理監督の役割と責任を十分に果たして頂きたいと思つています。」と。

通常、過去はこんなことを言っていないと思つています。それだけ異常事態であることを、やめていく理事、やめていくといつても、次の再就職もあるから余り変なことを言えない、だけれども、勇気を持つてこれだけのことを言つてやめていっておられるこの理事の退任挨拶を見て、会長、経営委員長、それぞれどういふ御所見を持つたかお聞きして、質問を終わりたいと思つています。それぞれお願いいたします。

○浜田参考人 皆様の発言は重く受けとめ、今後の業務に生かしていきたいというふうに思いま

す。

○**榊井参考人** お三方の御意見は覚えておりますが、個人的な御意見をおっしゃったものだというふうに思っております。

この方たちが危惧されるような、NHKが戦前のNHKに戻るなどということは絶対にないわけでございますから、そういうことがもしあるならば、その理事に理事会で発言してもらいたかったなという気がいたします。

○**高井委員** きょうの一連の答弁で、皆さんもよく、あるいは総務省の皆さんもちよつと御認識をいたされたかと思ひますので、また引き続き、この問題を取り上げていきたいと思ひます。

では、以上で終わります。

○**榊屋委員長** 次に、田村貴昭君。

○**田村(貴)委員** おはようございます。日本共産党の田村貴昭です。

NHK「クローズアップ現代」の最終報告が出されました件について、それから総務省の行政指導について質問をします。

四月二十八日に、NHK「クローズアップ現代」についての最終報告が出されました。中間報告が出された後の四月十六日の本委員会で、私は、この不十分さを指摘し、真相究明を求めました。しかし、最終報告でも基本的に変わっていません。これを了としない視聴者の声、論評も、今たくさん出されています。この問題は終わっていないと考えます。

総務省は、最終報告と同日、四月二十八日、大臣名で、榊井会長に対して嚴重注意の行政指導文書を発しました。こうあります。

「事実に基づかない報道や自らの番組基準に抵触する放送が行われたことは、公共放送である貴協会に対する国民視聴者の信頼を著しく損なうもの」とし、放送法第四条においては、「報道は事実をまげないこと」また、同法第五条においては、「放送事業者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければ

ならない」とされるところ、「今回の事案はこれらの規定に抵触するものと認められる」と指摘したわけであります。

総務省にお伺いします。

放送法第四条、また第五条に照らして、昨年五月十四日放映の「クローズアップ現代 追跡 出家詐欺」狙われる宗教法人」という番組は、どの部分が抵触したと総務省は見えておられるんでしょうか、御説明いただきたいと思ひます。

○**安藤政府参考人** お答え申し上げます。

四月二十八日にNHKが公表いたしました「クローズアップ現代」報道に関する調査報告書の中で、「クローズアップ現代」では、「記者がビルの一室を訪れる場面で、「看板の出ている部屋が活動拠点でした」とコメントしたが、これは誤りであった」としており、このように、実際にはプロカーの活動拠点ではなかった部屋を番組内において活動拠点であると伝えたことは、委員先ほど御指摘のとおり、放送法第四条第一項第三号、「報道は事実をまげないこと」と及び放送法第五条第一項、「放送事業者は、「放送番組の編集の基準を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならぬ」と定められていることに抵触すると認められる」と判断したものでございます。

○**田村(貴)委員** 総務省が番組を検証する立場でないということはおわかつたとしても、第四条の「報道は事実をまげないこと」ここにあって、番組は法に抵触するというふうに総務省は見ただけであります。

この抵触するということは、総務省は番組がやらせがあつたというふうには見ておられるんでしょうか。

○**安藤政府参考人** お答え申し上げます。

総務省といたしましては、放送法第四条第一項第三号の「報道は事実をまげないこと」という規定に照らして、抵触しているというふうに判断したものでございます。

たというふうには私も認識しています。

大臣の発した文書は「嚴重注意」というふうにされています。監督官庁として放送局にこうした文書を出すことはよくあることなんでしょうか、この文書の意味合いはどういう重みがあるんでしょうか、御説明いただきたいと思ひます。

○**高市国務大臣** 過去にも、行政指導文書を發出、嚴重注意の事例はございます。

私自身は、今回、NHKの方でつくられた報告書を隅から隅まで当日のうちに一行残らず読みました。

やはり、今回の事案は、今局長から説明ありましたとおり、法律にも、放送法にも抵触しております。視聴者の信頼を著しく損なうものであり、公共放送としての社会的責任に鑑み、非常に残念なことだと思ひました。

それから、やはり放送法、番組基準などの遵守と徹底というのはもとよりなんです、再発防止に向けた体制について、もつと踏み込んだ検討をしつかり早期に確立していただきたい、こういう思いで発出をしたものでございます。

○**田村(貴)委員** 今大臣の答弁にありましたように、大変重い、重要な文書であつたというふうにも私も認識をします。

そこで、NHKにお伺いします。

NHKは、「クローズアップ現代」の放送に關して、二度にわたる報告書を提出しました。本委員会理事でも説明がありました。最終報告書は二十六ページにも上るものであります。そして、「取材・制作上の様々な問題や課題が明らかになつた」というふうにしてあります。

監督官庁の総務省としては、当然この最終報告に対して看過するわけにもいかないであろうし、再発防止に向けた取り組みを促す文書を出したのには当然であつたというふうに私は思ひます。

先ほどから議論があつていきますように、四月二十八日、この大臣の文書を受け取る、受け取らないのあの対応は全く解せません。

NHKは、監督官庁からの何らかのお達しがあ

るというふうには思ひなかつたんでしょうか。御答弁いただきたいと思ひます。

○**堂元参考人** お答えをいたします。

三月二十八日に調査報告書を公表いたしましたわけでございますけれども、私、調査委員長として、その時点……(発言する者あり)四月二十八日でございます。ごめんなさい。公表したわけでございますけれども、その時点で、まず視聴者の皆様はどういう反応をされるかということ、これは順不同でございますけれども、それから関係機関がどのような御判断をされるかということに私は調査委員長として大きな関心を持っておりました。関係機関とは、総務省であり、BPOでありということでございます。

そういう観点から、今回の調査報告書に対する総務大臣から会長宛ての行政指導文書というものを非常に重いものだというふうには認識している次第でございます。

○**田村(貴)委員** どういう反応があるのかと関心を持っておられたというふうな今、堂元さんはおっしゃいました。であるならば、やはりこうした文書はすぐに受け取るべきではなかつたんですか。

先ほど高市大臣の答弁を聞いておりました。行政手続法に基づく文書であつて、これは処分ではない、ですから、こうした意見は必ず耳にしなければいけないのではありませんか。受け取りを拒否する前提に法律は立っていない、そうですね。

井上理事は、そのとき総務省におられて、そして文書を受け取らずにNHKに戻られた。その事情についてはここでは聞きませぬけれども、そうしたら、受け取るべき人がちゃんと総務省に赴いて、そして、同日総務省が出したというんだつたら、その文書をまず受け取つて、見て、判断すべきではなかつたんでしょうか。受け取るべき人がすぐに総務省に向くべきではなかつたんでしょうか。そのことについて御見解を聞きたいと思ひます。

○榊井参考人 まずもって、この問題で関係方面に多大な迷惑をかけていることについて、心からおわび申し上げたいと思います。

文書の受け取りについては、今申し上げるのは遅過ぎますが、委員仰せのとおり、やはりできるだけ早い時期に受け取るべきだったというふうに思っております。

これが随分とおくれたことについて、改めて大臣初め関係各位におわび申し上げたいと思います。

○田村(貴)委員 後ですつと聞くところの話では、逃げ惑っているようにしか見えないわけなんです。

そこで、総務省に尋ねたいと思います。

文書は二十八日の夜にファクスと郵便によって送ったというふうに向っています。あれから三週間たちました。NHKから、この行政指導文書に対しての何らかの返事として回答というのは今日あつていいのでしょうか。

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘につきましては、昨日、行政指導後のNHKにおける再発防止に向けた取り組み状況について、NHKから報告を受けておるところでございます。その内容について承知しております。

報告書の公表後、NHKにおいて直ちに組み組んでいる事項もある一方、検討中の事項もあるものと認識しており、今後ともしつかりフォローしていく所存でございます。

NHKにおいては、再発防止に向けた体制の早期確立に向けてさらに踏み込んだ検討を速やかに行つていただき、その検討結果を踏まえた具体的な再発防止策に取り組んでいただき、一日も早く国民・視聴者の信頼回復を実現していただきたいと思いますというふうに強く思っているところでございます。

○田村(貴)委員 何かばたばたされているような感じがしますね。

高市大臣にお伺いしたいと思ひます。
この指導文書は、NHKの今後の対応について

具体的な取り組みを求めています。きのうNHKから何らかのアクションがあったというふうにお答えあつたんですけれども、放送ガイドラインの内容を深く理解する場をどのように確保するのか、情報の共有や、企画や試写等でのチェックなどについて、誰が、いつ、どのように実行するのか、大変具体的に、そして踏み込んだ要請をされています。

この文書に込められたNHKへの改善指導、大臣の思い、総務省としてのお考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○高市国務大臣 四月二十八日、まさに最終報告書発表の当日に、その文書を隅から隅まで一行残らず読ませていただいた上で書かせていただいた。

その中で特に私が気になりましたのは、調査報告書の最終章に記述されている再発防止に向けた提言については、いずれももつとも提言ではあるんですけども、提言の域を出ているものではなくて、それぞれの改善策について、どのようなタイミングで、どのような方法で進めていくのかというところについてまでは、まだ踏み込まれておりませんでした。

私は、やはり、国民・視聴者の受信料によって運営されている公共放送としての社会的使命に鑑み、この調査報告書に書かれた再発防止策をもつと踏み込んで具体化して、一刻も早く取り組んでいただきたいという思いから、どうしてもあの日に行政指導文書、助言的な位置づけでございますから、内容云々じゃなくて、まずは受け取つて帰つて検討していただきたかつたんです。

きのう、局長が、事務方が、その後のNHKの再発防止策について書かれた文書を受け取つています。

私からの行政指導、放送ガイドラインの内容を深く理解する場をどのように確保するのかといったところについて、いろいろ、勉強会を開いたりしておられる旨は書いてありました。しかしながら、また全ての部局では実施をされていないとい

うこと。

あと、情報共有、企画や試写などでのチェックについて、誰が、いつ、どのように実行するのか、こういったことも行政指導文書で書かせていただきます。

これも一生懸命御努力はいただいているんですけども、今は報道の現場で一生懸命匿名化した映像のチェックをしていたらいいようにですけれども、報道以外の制作現場や関係団体にも今後チェックシートなどの使用を広げていくとか、それから試写などのチェックの充実、当面の施策を五月中にまとめる予定だということ、まだ完成形ではない。

きのうの夕方、私も紙を受け取つて、ゆうべ読みましたので、簡単なコメントですけれども、まだまだしっかりと取り組みをいただきたいと思つております。

○田村(貴)委員 きんの夕方でしたか。私もきのう、NHK、総務省ともに聞いたんですけども、きのうまでは、読んだことも、こうするとも話が出たかというふうな思いであります。

この問題については、やはり批判の声が同業のメディアからもたくさん出されています。視聴者を納得させるものではありません。そして、行政指導に會長みずからが背を向ける、そうした一幕もあった。そして、再発防止の取り組みもやつと始まったといったところであります。

NHKのガバナンスに問題があるのではないかと、経営委員会や監査委員会の改革を求める声がある。この間、會長のハイヤー問題、いろいろな問題で上がつていくわけです。私もこの連休明けにたくさん文書を目にしたんですけども、経営委員長として、こうした声を今どういうふうな受けとめておられるでしょうか。

○浜田参考人 経営委員会といたしましては、放送法にのっとり、適時適切な対応に努めてまいりました。しかし、御指摘のような御懸念を抱かれていることは大変残念なことというふうに受けと

めております。

四月二十八日の経営委員会で行つた今後の改善に向けた総括の議論の結果として、會長に対して、公共放送のトップとしての責任を再確認し、さまざまな意見に対して、これまで以上に誠意を持って対処するよう求めています。

今後、経営委員会による真摯な議論を行い、合意形成に努め、放送法にのっとり、NHKが公共放送の使命を果たしているよう努力をしてまいりたいというふうに思つております。

○田村(貴)委員 この問題を含めて、NHKのことについてはまた議論をしていきたいと思ひます。次の質問に移ります。

東日本大震災で被災した地方公務員への公務災害補償について伺いたいと思ひます。

東日本大震災の被災三県で、公務中に津波などに襲われて震災被害で亡くなられた人はどのくらいおられますか。常勤、非常勤ごとの地方公務員の犠牲となつた方々の数字についてお答えいただけますか。

○丸山政府参考人 お答えをいたします。

岩手県、宮城県及び福島県の県及び市町村の職員で、東日本大震災により死亡または行方不明となつた常勤職員の人数は、総務省が平成二十三年に各県に対して照会し、回答をいただいたところ、二百九十一名となつております。

なお、被災三県の死亡または行方不明となつた非常勤職員の人数は、総務省においては把握してございません。

○田村(貴)委員 報道によれば、非常勤職員を含めたら三百三十人にもなるというふうにも言われています。

先ほど、正規職員二百九十一名と言われましたけれども、このうち、公務災害認定を受けた人、また特殊公務災害を認定された人は何人でしょうか。

○丸山政府参考人 お答えをいたします。
地方公務員災害補償法は、常時勤務に服することを要する地方公務員につきまして、地方公務員

災害補償基金が災害補償を行うこととしていて、
ところでございます。

地方公務員災害補償基金に確認しましたところ、東日本大震災による公務災害の認定件数は、平成二十七年四月三十日時点で二百八十三人、このうち特殊公務災害の該当件数は二百四十六人となっております。

○田村(貴)委員 報道にもあつたんですけれども、非常勤職員は特殊公務災害が認められない。それで、同じ被災者の救援に頑張ってきたんだけれども、何でこんなに差が立つのか、おかしいじゃないかという声が上がっています。

なぜ非常勤職員は特殊公務災害に適用されないのでしょうか。

○丸山政府参考人 お答えをいたします。

特殊公務災害につきましては、常勤の消防職員などが、その生命または身体に対し高度な危険が予測される状況のもとにおきまして、天災等の発生時における人命の救助等の職務に従事し、公務上の災害を受けた場合、通常の公務災害に加えて補償の額を加算する制度でございます。これにつきましては、地方公務員災害補償法第四十六条に規定されているところでございます。

一方、非常勤職員につきましては、その種類及び勤務形態が多様であることから、消防団員等の他の法律に特別の定めがある場合を除きまして、各地方公共団体において条例で災害補償制度を定めなければならないこととされております。これは、地方公務員災害補償法第六十九条第一項の規定するところでございます。

総務省ではこの条例案を示しておりまして、各地方公共団体では、総務省の条例案をもとに、非常勤職員の公務災害補償に関する条例が定められているものと考えてございます。

非常勤職員につきましては、地方公務員法上、臨時的、補助的な業務や特定の学識経験を必要とする職務に任期を限って任用されるものでありまして、生命または身体に対する高度な危険が予測される状況のもとにおいて、特殊な職務に従事す

ることは想定されていないことから、総務省の条例案では、非常勤職員については通常の公務災害の対象としており、特殊公務災害の対象とはされていないところでございます。

○田村(貴)委員 高度な危険そのほかのお話がありましたけれども、やはり東日本大震災の地震後の津波、あの被害を見たときに、今おっしゃったような理由というのはなかなか当たらないんじゃないかなというふうに思うわけでありまして、突然津波がやってきた、そして役所を初め建物から住民を避難させなければいけない、その誘導に当たるのに、常勤職員も非常勤職員も私はないと思うんです。あなたは非常勤だからここからすぐに家に帰らなさいというふうに上司は言うでしょう。私は非正規の職員だから、けが人もいる、お年寄りもいる、その場を見限ってそこから離れることができるでしょうか。今や、自治体の職場、窓口を含めて、非正規労働の占める割合は本当に大きく、数割にも上っています。混乱の中でそう簡単に区別できるものではありません。

自治体が条例をつくらなかったら、非常勤職員は公務災害の対象ともなり得ないわけでありまして。そうした差があるということ、私はおかしいというふうに思います。やはり何らかの手段で補償、救済を行うべきではないでしょうか。

総務省として、こうした状況が指摘されているんですけれども、補償、救済する手だてはないのか、その検討もされていないのか、総務省にお伺いしたいというふうに思います。

○丸山政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げたところと重なりますけれども、非常勤職員につきましては、地方公務員法上、臨時的、補助的な業務等に任期を限って任用されるものでございまして、本来、生命または身体に対する高度な危険が予測される状況のもとにおいて、特殊な職務に従事することは想定されていないことから、総務省の条例案では、臨時、非常勤職員について通常の公務災害の対象としており、特殊公務災害の対象とはされていないところ

でございます。

本来、その生命または身体に対し高度な危険が予測される状況下において、天災等の発生時ににおける人命の救助等の職務に従事する役割の職員は、地方公共団体においては消防職員等でございます。非常勤職員がこうした特殊な業務に従事することがないよう、任命権者である地方公共団体のにおいて、ふだんから制度趣旨に沿って適正に任用されることが重要であると考えております。

総務省としては、今後とも、引き続き公務災害補償制度の趣旨を周知しますとともに、非常勤職員の任用について必要な助言等を行ってまいります。

○田村(貴)委員 危険な特殊公務災害につかえないというのであるならば、やはり今後、各自自治体が災害時に対応できるだけの正規職員をちゃんと十分確保する、財政面も含めたそういう措置をとる、筋道をつけていくことが大変大事だというふうに思っています。

少なくとも、この間の行政改革によって、人員削減、定数削減を迫ってきた、こうしたやり方というのは転換すべきだというふうに思います。ちゃんとした災害対応をするためにも、これからの対応が迫られているのではないのでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○高市国務大臣 平成十七年から平成二十二年の五年間は、行革推進法などに基づいて、各地方公共団体に対して、具体的な削減目標を掲げた集中改革プランを策定するように要請してまいりました。

しかし、この集中改革プランの終了後は、総務省として、各地方公共団体の定員管理については、地域の実情を踏まえつつ、自主的に適正な定員管理の推進に取り組むよう助言をしております。

実際に総職員数を抑制する中においても、消防、警察部門や防災に携わる職員の数は増加を続けてきているところでございますので、引き続き、各団体において効率的で質の高い行政を実現する

ために、行政需要の変化に対応した適正な定員管理の推進に取り組んでいただくことが重要と考えております。

なお、財源につきましては、その実態をしっかりと踏まえながら適切に対応をしてまいります。

○田村(貴)委員 同じように働いて亡くなった方を任用形態をもつて差別するというのは、やはり私は納得できません。

何らかの対策を打つべきだ、そのことを強く申し上げて、きょうの質問を終わりたいと思います。

○柵屋委員長 次に、吉川元君。

○吉川(二)委員 社会民主党の吉川元です。きょうは、NHKの問題について何点かお尋ねをしたいというふうに思います。

ちよつと通告と順番を変えて、まずは、会長のハイヤー利用に関しての経営委員会でのやりとりについてお聞きをしたいと思ひます。

この委員会でも何度か会長のハイヤー問題については取り上げてまいりました。この問題については、私は、会長自身にも問題がありますし、また監査委員会の報告書や認識にも問題がある、あと、会長はこの報告書を受けて、おわびといいますが、そういうコメントを出されておりますけれども、経営委員会の方としての文章にはそういったことが何もないというふうなことも非常に残念だということで指摘をさせていただきました。

ところが、公開されました先般の経営委員会の議事録を見ますと、正直、驚くようなやりとりが行われております。

二十八日の経営委員会でありまして、萩井会長は、ハイヤー利用で経営委員会から厳重注意を受けるのは納得できないというふうな言われておられます。また、どこに責任があるのか、あるいは何が問題なのかというふうなことを言われておりますけれども、この認識というのは、会長、今も変わっていないんでしょうか。それとも改められたんでしょうか。

○萩井参考人 お答えいたします。

議事録にありますとおり、私は、私にハイヤーの請求があるまでの事務処理上の問題に対して嚴重注意を受けることに疑問を感じましたので、その真意を聞きたくて質問をしたわけでございます。

経営委員会でございますからNHK内部のことでございますが、そこでの発言でございますので、そこでは私の疑問を率直に質問として出したわけでございます。

誤解のないよう申し上げれば、監査委員会が指摘しているとおり、ハイヤー代の支払いが終了していないことについて私が適宜注意喚起し、必要に応じて適切な指示を出せば、こういうことにはならなかったというふうに感じております。

公私の区別に疑いを持たれるような事態を招いたことについては、国会でもNHKのホームページでもおわびしているところで、その気持ちは今でも変わっておりません。

○吉川(元)委員 経営委員会という会議の場で疑問に持たれて聞いたというお話ですけども、経営委員会の議事録というものが広く公開をされるわけです。

その中で会長が何を言われるのかということについては、それこそ疑念を持たれるような、会長自身も今言われましたけれども、報告に対する会長コメントの中で、公私の区別に疑いが持たれる事態を招いたことについて心よりおわびをいたしますというふうにはつきり述べられているわけです。経営委員会のこの議事録を読みますと、何が悪いんだ、ハイヤー問題のどこに、何が問題なのか、あるいは、監査委員会の中で私の責任があるとか書いてあるのか、こういうことを言われるわけで、これは必ず公開をされるわけです。

そのことを十分自覚した上で発言をしていただかなければいけませんし、それ以上に、きちんと、このハイヤー問題については、まさにこのコメントに書かれているとおりの立場を最後まで貫くべきだということを私はつけ加えさせていたいただきます。

ちよつと上田監査委員にお聞きをしたいと思えますけれども、これは通告しておりませんが、先ほどの委員会の中で、ハイヤー問題について会長の方から、業務とは全く関係のない私的な使用であつたということを、今も大きくうなずかれておられます、そういうふうになつておりました。ところが、先般の、何回か前の委員会だつたと思えますけれども、上田監査委員にこの点に関して尋ねたときに、これは放送法第二十条一項から三項に係る業務に係っているんだというふうになつておりました。一体これはどっちなんですか。

○上田参考人 お答えいたします。

監査委員会といたしましては、さきに答弁させていただきましたように、放送法第二十条規定にかんじかかわらず、視聴者からの受信料で成り立つNHKにとつて、公私の区別が極めて重要であり、とりわけ、協会のトップである会長には高い倫理観と説明責任が求められているというふうな考えでおります。

協会が会長の私用目的の利用を認め、ハイヤーを手配する場合であっても、私用目的のハイヤー代金については会長がみずから負担すべきものと思料いたしております。

○吉川(元)委員 そういうことを聞いています。はなくて、上田監査委員は、これは業務に係るあるんだと。私はそんなことはないというふうに思いますが、会長の認識の方が私の認識に近い認識ですけれども、業務に係るあるというふうになつて、会長は全く関係がないと言われているんです。どちらなんですか。

○上田参考人 お答えいたします。

放送法第七十三条第一項は、「協会の収入は、第二十条第一項から第三項までの業務の遂行以外の目的に支出してはならない」と規定いたしております。

会長は、協会を代表し、経営委員会の定めるところに従いその業務を総理する立場にあることから、放送法第二十条第一項ないし第三項所定の業務に関連あるものと従来から申している理解に変わりはありません。

○吉川(元)委員 会長、今の監査委員のお話と先ほど自分がおつしやられたこと、矛盾していると思いませんか。

○榊井参考人 私は、一月二日のゴルフは完全に私用でありますからして、私がお支払いするのは当然だという認識は、十二月二十六日に車を手配したときからきよに至るまで変わっておりません。

○吉川(元)委員 それをもって、監査委員は、業務、放送法第二十条一項ないし三項にかかわるものだというふうになつておられるんですけれども、その点についてはどうですか。

○榊井参考人 NHKの会長はかなりの部分で公務との絡みもある、そういう意味において、監査委員は一般論として、NHKの会長は、要するに、非常にそういうふうな見きわめがつきにくい場合もある、だから私的のような場合でも公務扱いにすることができるといふ解釈をおつしやつておられると思いますが、本件に特定して物を言えば、私は本件だけについて申し上げておりますが、これは私の私的なハイヤー手配でございますから、私が払うことについては何の問題もないし、そのとおりだと思っております。

○吉川(元)委員 監査委員会が言われたのは、一般論としてはなくて、もちろん一般論としてもありますけれども、今回もそうだと。ところが、会長は、そうではないというふうになつておられます。監査委員、どうですか。

○上田参考人 お答えいたします。

会長が私用目的であっても、その立場上必要な身柄の安全等を目的としていたことに鑑みれば、業務遂行との関連があるものと考えられるというところで御答弁させていただいていますが、そういうことで、放送法第七十三条第一項に違反して違法ではないというふうになつておられます。

○吉川(元)委員 会長は、そうではない、全く私用である、業務ではないんだというふうにおつ

しやられているんですよ。それをなぜ業務、業務と言われるんですか。もう一度答弁を求めます。

○上田参考人 お答えいたします。

先ほどから何度か答弁させていただいていますが、けれども、監査委員会としての判断は、今も御説明させていただいたとおりで変わりはありませ

○吉川(元)委員 もうこれ以上やつても平行線といひますか。

ただ、明らかに、監査委員会が今回のハイヤー問題について持っている認識と会長御自身が持つておられる認識に、大きなそごいひますか、ずれが出ています。片方は業務の一環だ、片方は完全なる私用目的だ、こういうふうになつておられるわけで、会長自身は、監査委員会の報告が出て経営委員会ですとされた、だからもう終わったんだと言つておられますけれども、そもそも、この監査委員会の報告自体と会長御自身、私は個人的には、全くの私用であるといふ会長の理解が正しい常識の、真つ当な理解で、かえつて監査委員会の方が間違つておられるというふうに思ひますけれども、明らかにそこが出ておられるというふうに思ひます。

次に移りますけれども、結局、今のやりとりもありましたし、それから、四月二十八日の経営委員会の場での会長の、ある意味では、先ほど言われましたけれども、やりとりの場で思つたことをしゃべつたんだ、つまり本音をしゃべつたんだといふことだと思ひますけれども、こういう発言が出てくる大きな原因は、私は、やはり監査委員会の報告書に問題があつたんだと。

先ほどから何度も、二十条の一項ないし三項に係るものだというふうになつておられますけれども、やはりこの認識がある限り、今言つたやうなそごであるとか、会長がコメントではおわびをしますと言ひながら、経営委員会の場ではつひに思つたことをしゃべつたらこういう発言になる。

私自身は、やはりこのハイヤー利用については内部規定に明確に違反しているということを前提

にした上で、その後、情状酌量の余地があるのかないのかについては議論はされても結構だと思ひますけれども、はつきりと違反があつたというふうには書かないからこういうおかしい話になるというふうにするんです。この点、改めて、どうですか。

○上田参考人 お答えいたします。

監査委員会は、会長の日常業務をサポートする立場にある秘書室長が協会のハイヤー代金支払いの取り扱いを前提として万全の対応を行うべきであつたと本件に関しては判断いたしておりまして、また、会長にあつても、私用目的で協会が手配したハイヤーを利用する場合には、自身の支払いが終了していないことについて、適宜、注意を喚起し、必要に応じ適切な指示を出すべきであつたと判断し、これらについて報告書記載のとおり指摘したところであります。

監査委員会といたしましては、今後は協会において関係者が改めてコンプライアンス意識を徹底し、協会が再発防止策を着実に遂行していくかどうか、引き続き注視してまいりたいと考えております。

○吉川(元)委員 恐らく、監査委員会の報告と会長との間のそこがある以上は、この問題、またどこかで、どこが悪かつたんだという話が出てきますし、その点についてはしっかりと監査委員会として認識を改めていただきたいということをお話しさせていただきます。

続いて、「クロースアップ現代」について少しお話を聞きたいと思ひます。

最終報告書が出されました。時間の関係もありますので、一点のみお聞きをしたいんですけれども、今回の報告書、結論としては、過剰な演出あるいは誤解を与える編集はあつたけれども、記者が意図的または故意に架空の場面をつくり上げA氏とB氏に演技をさせたとは言えず、事実の捏造につながるというふうなところは行っていない、そう判断をするというふうなところがあります。私、これは非常に疑問に、疑問といひますか、

問題はそこにあるのか。私自身が問題だということに思ふのは、事実と異なつたこと、あるいは事実であるとして十分証明できない事柄をあつたことも事実のごとく伝えた、そのことが一番の問題であつて、いわゆるやらせという問題はある意味ではその後、に続く話であつて、最も重要なのは、事実ではないことを報道してしまつたということが一番の問題だということに思ひますが、この点について、NHKとしていかがお考えでしょうか。

○堂元参考人 お答えをいたします。

私どものニュースあるいは報道番組において最も大事なのは、今先生から御指摘いただきましたけれども、事実関係というところだということに思ひます。事実の重み、事実の積み重ね、それによつて報道番組というものは成り立つものだというふうにして思つておりますので、今回の調査の中でも、事実関係というところをきつちりと調査しようということに最も重点を置いて進めてきたつもりでございます。

○吉川(元)委員 ある意味でいうと、やらせも問題ですけれども、事実と違うことを報じてしまつたということの方が、報道機関として、NHKとして大きな問題だということに私は思ひます。

これもちよつと通告はしておりませんが、本日、理事会の場でも、「クロースアップ現代」の問題について調査報告書を出されました。その中で、懲戒処分というのが出されております。その職員、それから上司として報道局長、札幌局長ほか八名、減給あるいは譴責ということで処分が出されております。

私が非常に疑問に感じたのは、まさに、「クロースアップ現代」、出家詐欺の問題を取り扱つていたときの、当時の大阪局長に処分が下されてない。これは一体どういうことなんでしょう。

○初井参考人 前大阪局長も自主返納をいたしております。

○吉川(元)委員 それはあくまで自主的に返納したということであつて、処分とは違うと思ふんです。

すが、いかがですか。処分ではないですよ。○初井参考人 職員については、いわゆる責任審査委員会というのがありまして、そこで処分が決められますが、役員については処分の規定がございません。常に自主返納という形で、自分でそういうふうなことをやつております。

○吉川(元)委員 今の立場は役員ということでありまふけれども、当時の局長、過去にさかのぼつてそれは処分できるんじゃないんですか。

○初井参考人 そのとおりでございますが、実際に処分を行つたときには役員になつておりましたので、自主返納という形で承りました。

○吉川(元)委員 ちよつと経営委員長の方にお聞きをいたします。

今回、理事の退任と、それから新任、再任が行われました。その際、今言われた大阪放送局から新しい理事の方が来られました。そのときに、恐らくこれはどこかの取材でお話しされたんだろうと思ひますけれども、経営委員長の方は、問題の渦中の大阪から新しい理事が来られるということについて、その時点で、これは四月の十四日だつたというふうには思ひますけれども、調査中で結論が出ていない事案なので、会長の提案を了解したということでございます。

今まさに、結論といひますか、この報告書でいのかどうかというのとは別にしまして、結論が出ました。この点について、委員長はどのようにお考えですか。さきのときには、結論が出ていない事案なのでというあれがついていてるわけですから、結論が出たわけですから、今、

○浜田参考人 事案を区別して考えるべきだということに思つております。ですから、本件については、いわゆる昇格と処分というのとは区別して考えられるべきだろうというふうな考へております。

○吉川(元)委員 もう時間が来ましたので、ほかにも質問したいことはあつたんですけれども、これで終わりたいというふうには思ひます。

○榎屋委員長 次に、内閣提出、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案を議題といたします。これより趣旨の説明を聴取いたします。高市総務大臣。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案

案

〔本号末尾に掲載〕

○高市国務大臣 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

電気通信事業、放送事業及び郵便事業に係る海外市場はアジアを中心として成長を続けてきており、今後の海外需要の拡大が見込まれております。我が国経済の持続的な成長のためには、そのような海外における新たな事業機会を捉え、国内需要と共通する潜在的な海外需要を積極的に開拓することで、我が国の事業者の収益性の向上を図る必要があります。しかし、海外において電気通信事業、放送事業または郵便事業を営むに当たっては、規制分野であるがゆえの政治リスクやそれに伴う需要リスクの影響が大きく、民間だけでは参入が進みづらい状況にあります。

このような背景を踏まえ、我が国の強みを生かして海外において電気通信事業、放送事業または郵便事業を行う者を支援するため、本法律案を提案することとした次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、海外において電気通信事業、放送事業もしくは郵便事業またはこれらの関連事業を行う者を支援するため、総務大臣の認可により、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構を設立することとしております。政府は、常時、機構の発行済み株式総数の二分の一以上を保有することとしております。

第二に、機構の支援の対象となる事業者及び支

援内容並びに株式または債券の処分等の決定を客観的、中立的に行うため、機構に海外通信・放送・郵便事業委員会を置くこととしております。

第三に、機構は、総務大臣の認可を受け、出資、資金の貸し付け、専門家の派遣または助言等の業務を営むこととしております。

第四に、政府は、機構の社債や資金の借り入れに係る債務について保証をすることができるとしてあります。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしてあります。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○榊屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十一日木曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十二分散会

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
法案

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
構法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 設立(第八条―第十三条)

第三章 管理

第一節 取締役等(第十四条・第十五条)

第二節 海外通信・放送・郵便事業委員会(第十六条―第二十一条)

第三節 定款の変更(第二十二条)

第四章 業務

第一節 業務の範囲(第二十三条)

第二節 支援基準(第二十四条)

第三節 業務の実施(第二十五条―第二十七条)

条

第五章 国の援助等(第二十八条・第二十九条)

第六章 財務及び会計(第三十条―第三十三条)

第七章 監督(第三十四条―第三十六条)

第八章 解散等(第三十七条・第三十八条)

第九章 雑則(第三十九条)

第十章 罰則(第四十条―第四十六条)

附則

第一章 総則

(機構の目的)

第一条 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構は、我が国の事業者が蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする株式会社とする。

(定義)

第二条 この法律において「通信・放送・郵便事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 電気通信事業(電気通信設備を他人の通信の用に供する役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。)

二 放送事業(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信の役務を提供する事業をいう。)

三 郵便事業(信書その他の郵便物の送達役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。)

四 前三号に掲げる事業が提供する役務の需要の開拓に寄与する事業その他の前三号に掲げる事業と密接に関連する事業であつて、前三号に掲げる事業と事業上の損益の全部を共通

にするもの

2 この法律において「対象事業」とは、海外において行われる通信・放送・郵便事業又は海外において行われる通信・放送・郵便事業を支援する事業をいう。

(数)

第三条 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(以下「機構」という。)は、一を限り、設立されるものとする。

(株式の政府保有)

第四条 政府は、常時、機構が発行している株式(株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。)の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

(株式、社債及び借入金金の認可等)

第五条 機構は、会社法(平成十七年法律第八十六号)第百九十九条第一項に規定する募集株式(第四十五条第一号において「募集株式」という。)、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債(第三十五条及び同号において「募集社債」という。))を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

機構の借入金金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなつてはならない。

(政府の出資)

第六条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(商号)

第七条 機構は、その商号中に株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構という文字を用いなければならない。

機構でない者は、その名称中に海外通信・放送・郵便事業支援機構という文字を用いてはならない。

第二章 設立

(定款の記載又は記録事項)

第八条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 機構の設立に際して発行する株式(以下「設立時発行株式」という。)の数(機構の種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)

二 設立時発行株式の払込金額(設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)

三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数(機構の種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数)

四 会社法第七十七条第一項第一号に掲げる事項

五 取締役会及び監査役を置く旨

六 第二十三条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨

機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。

一 監査等委員会又は会社法第十二条第二号に規定する指名委員会等を置く旨

二 会社法第百三十九条第一項ただし書の別段の定め

(設立の認可等)

第九条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を総務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十條 総務大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 設立の手續及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印(会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。)がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、対象事業の推進に寄与することが確実であると認められること。

2 総務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)

第十一條 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第三項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、総務大臣の認可を受けなければならない。

(会社法の規定の読替え)

第十二條 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三條第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成二十七年法律第 号)第十条第二項の認可の後株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第十条第二項の認可のこと、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第十条第二項の認可の年月日」と、同法

第九百六十三條第一項中「第三十四条第一項とあるのは「第三十四条第一項(株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第十二條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(会社法の規定の適用除外)

第十三條 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

第三章 管理

第一節 取締役等

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十四條 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、総務大臣の認可を受けなければならない。

(取締役等の秘密保持義務)

第十五條 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節 海外通信・放送・郵便事業委員会

会

(設置)

第十六條 機構に、海外通信・放送・郵便事業委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(権限)

第十七條 委員会は、次に掲げる決定を行う。

一 第二十五条第一項の対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定

二 第二十七条第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定

三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(組織)

第十八條 委員会は、取締役である委員三人以上七人以上で組織する。

2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まなければならない。

3 委員は、取締役会の決議により定める。

4 委員の選定及び解職の決議は、総務大臣の認可を受けなければならない。

5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

7 委員長は、委員会の会務を総理する。

8 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(運営)

第十九條 委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。次項及び第三項において同じ。)が招集する。

2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

6 監査役は、委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 委員会の委員であつて委員会によつて選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。

ばならない。

8 委員会の議事については、総務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9 前項の議事録が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、総務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(議事録)

第二十條 機構は、委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、第二項各号に掲げる請求又は前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項又は前項の許可をすることが

できない。

5 会社法第八百六十八条第二項、第八百六十九
条、第八百七十条第二項(第一号に係る部分に
限る。)、第八百七十条の二、第八百七十一
条、第八百七十二条(第五号に係る部分に限
る。)、第八百七十二条の二、第八百七十三
条本文、第八百七十五条及び第八百七十六
条の規定は、第二項及び第三項の許可につ
いて準用する。

6 取締役は、第一項の議事録について第二
項各号に掲げる請求をすることができる。

(登記)

第二十一 機構は、委員を選定したときは、
二週間以内に、その本店の所在地において、
委員の氏名を登記しなければならない。委員
の氏名に変更が生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申
請書には、委員の選定及びその選定された
委員が就任を承諾したことを証する書面を添
付しなければならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書に
は、これを証する書面を添付しなければならない。

4 機構は、委員に選定された取締役のうち
社外取締役であるものについて、社外取締
役である旨を登記しなければならない。

第三節 定款の変更

第二十二 機構の定款の変更の決議は、総
務大臣の認可を受けなければならない。その
効力を生じない。

第四章 業務

第一節 業務の範囲

第二十三 機構は、その目的を達成するた
めに、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者(第二十五条第一項の規定に
より支援の対象となつた事業者(民法(明治
二十九年法律第八十九号)第六百六十七
条第一項に規定する組合契約によつて成立
する組合(明治三十二年法律第四十八号)
第五百三十五條に規定する匿名組合契約に
よつて成立

する匿名組合、投資事業有限責任組合契約
に関する法律(平成十年法律第九十号)第二
条第二項に規定する投資事業有限責任組
合若しくは有限責任事業組合契約に関する
法律(平成十七年法律第四十号)第二条に
規定する有限責任事業組合又は外国の法令
に基づいて設立された団体であつてこれら
の組合に類似するものを含む。以下同じ。)
に対する出資

六項に規定する営業秘密及び外国におけ
るに相当するものをいう。次号において同
じ。の開示

二 対象事業者に対する基金(一般社団法人
及び一般財団法人に関する法律(平成十八
年法律第四十八号)第三百三十一條に規定
する基金をいう。の拠出

十一 前号に掲げる業務のために必要な
知的財産権の取得をし、若しくは移転、設
定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開
示を受けること。

三 対象事業者に対する資金の貸付け

十二 保有する株式、新株予約権、持分又
は有価証券(第二十七条第一項及び第二項
において「株式等」という。の譲渡その他の
処分

四 対象事業者が発行する有価証券(金融
商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)
第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同
条第二項の規定により有価証券とみなされ
る権利をいう。以下この号及び第十二号に
おいて同じ。)

十三 債権の管理及び譲渡その他の処分

五 対象事業者に対する金銭債権及び対象
事業者が保有する金銭債権の取得

十四 前各号に掲げる業務に関連して必
要な交渉及び調査

六 対象事業者の発行する社債及び資金の
借入れに係る債務の保証

十五 対象事業を推進するために必要な
調査及び情報の提供

七 対象事業者のためにする有価証券(金融
商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)
第二条第二項の規定により有価証券とみな
される同項第五号又は第六号に掲げる権利
に限る。の募集又は私募

十六 前各号に掲げる業務に附帯する業
務

八 対象事業者が行い、又は行おうとする
事業者に対する技術者その他の専門家の派遣

十七 前各号に掲げるもののほか、機構の
目的を達成するために必要な業務

九 対象事業者が行い、又は行おうとする
事業者に対する助言

十八 機構は、前項第十七号に掲げる業
務を営もうとするときは、あらかじめ、総
務大臣の認可を受けなければならない。

十 対象事業者が行い、又は行おうとする
事業者に対する知的財産権(知的財産基本法
(平成十四年法律第二百二十二号)第二条
第二項に規定する知的財産権及び外国にお
けるこれに相当するものをいう。次号にお
いて同じ。の移転、設定若しくは許諾又は
営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律
第四十七号)第二条第

十九 対象事業者が行い、又は行おうとす
る事業者に対する知的財産権(知的財産基本
法(平成十四年法律第二百二十二号)第二
条第二項に規定する知的財産権及び外国に
おけるこれに相当するものをいう。次号に
おいて同じ。の移転、設定若しくは許諾又
は営業秘密(不正競争防止法(平成五年法
律第四十七号)第二条第

十一 対象事業者が行い、又は行おうとす
る事業者に対する助言

二十 対象事業者が行い、又は行おうとす
る事業者に対する助言

十二 保有する株式、新株予約権、持分又
は有価証券(第二十七条第一項及び第二項
において「株式等」という。の譲渡その他の
処分

二十一 対象事業者が行い、又は行おうと
する事業者に対する助言

十三 債権の管理及び譲渡その他の処分

二十二 対象事業者が行い、又は行おうと
する事業者に対する助言

十四 前各号に掲げる業務に関連して必
要な交渉及び調査

二十三 対象事業者が行い、又は行おうと
する事業者に対する助言

事業者及び当該対象事業支援の内容を決定
しなければならない。

2 機構は、対象事業支援をしようとする
ときは、あらかじめ、総務大臣の認可を受け
なければならない。

3 総務大臣は、前項の認可をしようとする
ときは、あらかじめ、外務大臣、財務大臣
及び経済産業大臣に協議しなければならない。

(支援決定の撤回)

第二十六 機構は、次に掲げる場合には、
速やかに、前条第一項の規定による決定(次
項において「支援決定」という。を撤回しな
ければならない。

一 対象事業者が対象事業を行わないとき

二 対象事業者が破産手続開始の決定、再
生手続開始の決定、更生手続開始の決定、
特別清算開始の命令又は外国倒産処理手
続の承認の決定を受けたとき

2 機構は、前項の規定により支援決定を
撤回したときは、直ちに、対象事業者に対
し、その旨を通知しなければならない。

(株式等の譲渡その他の処分等)

第二十七 機構は、その保有する対象事
業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の
処分を行うときは、あらかじめ、総務大臣
の認可を受けなければならない。

2 機構は、経済情勢、対象事業者の事
業の状況等を考慮しつつ、平成四十八年三
月三十一日まででなければならぬ。

3 機構が債務の保証を行う場合における
その対象となる貸付金の償還期限は、平成
四十八年三月三十一日まででなければなら
ない。

第五章 国の援助等

第二十八 総務大臣及び国の行政機関の
長は、機構及び対象事業者に対し、これら
の者の行う事業の円滑かつ確実な実施に関
し必要な助言その他の援助を行うよう努
めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、総務大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならぬ。

(財政上の措置等)

第二十九条 国は、対象事業支援その他の対象事業の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第六章 財務及び会計

(予算の認可)

第三十条 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を総務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

(剰余金の配当等の決議)

第三十一条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、総務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財務諸表)

第三十二条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(政府保証)

第三十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第五条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

第七章 監督

第三十四条 機構は、総務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(財務大臣との協議)

第三十五条 総務大臣は、第五条第一項(募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る)、第十条第二項、第二十二條、第二十三條第二項、第三十條第一項、第三十一条又は第三十八條の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の実績に関する評価)

第三十六条 総務大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 総務大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第八章 解散等

(機構の解散)

第三十七条 機構は、第二十三條第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併等の決議)

第三十八条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第九章、雜則

(報告の徴収等)

第三十九条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

い。

第十章 罰則

第四十条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に關して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十一条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第四十二条 第四十条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第四十三条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十五條の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二 第五条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかつたとき。

三 第二十一條第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

四 第二十三條第二項の規定に違反して、業務を行つたとき。

五 第二十五條第二項又は第二十七條第一項の規定に違反して、決定を行つたとき。

六 第三十條第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

七 第三十二條の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 第三十四條第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十六条 第七條第二項の規定に違反して、その名称中に海外通信・放送・郵便事業支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現にその名称中に海外通信・放送・郵便事業支援機構という文字を使用している者については、第七條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十條第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞

なくとする。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の六に次の一項を加える。

9 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号(「力中」若しくは特別取締役)とあるのは、「特別取締役若しくは株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成二十七年法律第 号)第二十一条第一項(登記)の委員」とする。

理 由

我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする法人として、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十七年五月二十七日印刷

平成二十七年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K